

# 第7編 港湾編

## 第1章 港湾設計

1. 港湾の設計に関しては、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局）の「第1編 共通編」及び「第4編 設計業務」に準ずるものとする。  
なお、この場合、調査職員を監督職員に読み替えるものとする。